



建白書

燈明臺掛
原土木大佑

4143



114
A 3936



換りて其係古の事件を大小と
かく部局と首官と決り任せ
らるる事

は其身一之規則一之其情實を
深く考へ是非得失を察するに局
不變らざるに於て其全
権之所在を未之に任ざるに
是より視るに之を逐道照を以て

大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈

神奈川 民部省

速に之を成敗し再々包了勝を爲
その成命せらるべし

外國人より申立る諸事件 並書類在
當局に之を徑せらるる部 亦採用し
お成命せらる事

以後彼れ校點當局に申立る時を時
失判然然メ其成らざる成計可
亦我政府不逼り或も英公使此

自裁ゆりて終り其事を遂んは
これ今更に契を生きたる基や

英政府に之を雇入る職人 フラントニ并助役
或人之外に起る瘕せらるる厚き事

以て英始に幕中 英公の定約雇入
職人をも皆三欠りて其余を退く
フランドン申立に依りて日本地にも雇
入る者共あり其内雇入定約期限

ありものたり或は月雇ありものたり
期限ありものたり其期限を限り又
ありものたり速に廢せしめ跡を
缺之に補ふる職に任ししる日本
職人を以て補ふ也

換り書三欠の外は是く廢せしるべし
は後三欠を英政府に定約し若し
未だ期限満了の外は助費人八九名

を以て秋に來つらんとし乞ふもの
追て日本に在る英人の内より雇入
るものより期限あり元より
是れに於て是れ一者にあらず何れ
ありて日本に在る人々教授に
速に之を廢し是亦日本に
仕使費出する人物を以て
學びしむし

テール船を燃ゆ者局支配之官船と云
然らるし

此等近官船に於ては、
船中
此諸規則を介士官以下に進退
之を以て、彼らに候也。若し細
介官人月給より臨時に渡渡亦
一月に出入用莫大あり。今是哉

日中人が、水夫以下進退し人
不減せざる。第一テール船
権を當局に任せられ、人ハ
之

出納之事、介官人任せ、
此等凡局中並各所とも、
諸事悉く械ホリ、
一箇に決せり。介官人高社

より買入せる当局は彼を以て代金
 を月末にむして合せて彼の子にお渡
 来ぬり物價果して至当ありや亦
 其欠數を拂果して明瞭なる如
 紙り知るものあり故に勅諭方々
 外を人を廢し諸の買上物々以後
 當局の権を歸せしむべき事
 右の條を當局改革の基本たり

今日密了

政府の爲に憂る事を徒に染造る費
 用多しを痛むるありあはれ彼ら狡黠我
 膏血を吸ひ終に海内之憂を醸さしめり
 其様匪然あるを子細を第一白帝
 定約の始に於て染造をすべきもの外海
 凡そ其を限りその後再び説を立内海
 八ヶ所を指し當時又内海外海を新に

六ヶ敷之船を染りん事を欲する是
 兼に彼ら往滬し一ツ月を英兵に
 械兵職人を入き又染造之年限を延し
 彼ら定額期限を増し永く日本に在滬し
 せん事を欲する一ツ月身二回染造
 納之始を前より条を挙るる如く出雇英
 人職人三負商人三負也その後種々之
 判をものごとく人負を増し尙対フランスに

テーフル船系細く外國人古知合五拾四人
 子むれり内英人三拾八人一且出雇カし若く之哉
 瘡をりしをせ東邦人拾三人人負を増ん事を欲
 する身三彼初メ染造之費用を積り廿五六
 万支を以て成就せしとて其成功を謀
 りしと殆ど八拾万支及んとす其目的
 亦遠彼何をものごとく英兵せんや此道
 路之浮沈を穿くハフランスに英兵公使を

私に計りて右の雇減人の給料の口を私曲
をりて親当ありき、信をいつらんと云ふ
敢て疑いたるもあらず、平亮彼り
徑海を漸く事を盛天のあり、彼り
海内之憲械既元とあり、彼り力を益哉
得るをく無政府の利を計らん事
を欲す、其業に依て起る事を恐るるも
是迄我政府は於る所の為に染造り

入費を海内之力を必く見まはし、事件
ありとして良も其れ、彼り乞ふ事
何せ、其れ深く、是非得失を問ふ
を、今日、彼我、
士官を蔑如し、或も政府の命、
奉せぬ、其れ、
政府、其れ、是を、
其れ、政府の権を、

本邦の其染造向失費を減るの策
 未也は修模造るべし
 政府の権なきに如くを製成を禁む
 此交際の上を如くを失却を
 儀に如く難し故に工部省に
 此立通を如くを製成を禁む
 此確立の成長束の製成を如く
 夜存存

庚午十二月

原土木大佐

謹建白

出
張
一
頁
各

